

令和7年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月3日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(9名)

1番	太	田	久	之	2番	鈴	木	ゆ	き	こ
3番	宮	崎	裕	一	4番	河	野	康	二	郎
5番	岩	瀬	康	陽	6番	御	園	生		明
7番	松	野	唱	平	8番	森	川	剛		典
10番	加	藤	喜	男						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	副町長	佐久間	静夫
教育長	糸井	仁志	総務課長	河野	勉
企画財政課長	江澤	卓哉	特命担当主幹	小澤	元晴
税務住民課長	松崎	文昭	福祉課長	長谷	英樹
健康保険課長	山口	重之	生活環境課長	三上	達也
産業振興課長	石川	和良	建設課長	高徳	一博
ガス課長	金坂	美智子	教育課長	三十尾	成弘
教育課主幹	三ツ本	勝			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井隆幸 書記 山本裕喜

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから令和7年第1回長南町議会定例会第4日目を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位1番から4番までの全てを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は、再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 鈴木ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

2番、鈴木議員。

〔2番 鈴木ゆきこ質問席〕

○2番（鈴木ゆきこ） 2番、公明党の鈴木ゆきこです。

ただいま議長より発言の許可をいただきました。令和7年第1回定例会において、最初の一般質問をさせていただきますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、一般質問を始める前に、2月11日、改善センターでの長南町合併70周年記念式典が盛大に挙行されました。誠におめでとうございました。式典の中で、ご功績をたたえられた皆様のお姿から昔を思い出す場面が数多くございました。次の80周年に向かって、自然を大事にしつつ、子供たちと元気にはつらつとした年配者が和気あいあいと気軽に集えるところが一日も早くできることに期待をしております。

私は、議員として、この4月で2年になりますが、まだまだ発信力が足りておりません。しかし、一つでも

多くのご提案が示せるように、さらに、さらに励んでまいります。

それでは、これより一般質問を始めます。

質問事項は、歩道の管理について、質問の要旨は、町道で歩道が適切に管理されていない路線に対し、町はどうのように対応するのか伺ってまいります。

昨年の夏は非常に暑く、外での仕事は大変厳しく、草刈り作業をやるのは早朝だけと決めてやりました。しかし、慣れていない初心者マークの私にはなかなかハードな仕事となりました。そして、猛暑日が非常に多く、夕方でもまだまだ暑く、外仕事がやりたくてもできずにいた状況が続いておりましたが、草丈は暑さ知らずで大きく伸び続け、瞬く間に草刈りをするときがやってきました。伸びた草を刈るには、それはそれは大変で、短いうちに刈ればよかったと何度も後悔をいたしました。そして、周りで草刈りをしているベテランの方々は、作業時間も短く、刈った後もきれいなので、さらに自分の未熟さを知ることになりました。

ましてや公道など、役所管理の草刈りが必要だと分かっているところでも、交通量が多いところは、より一層神経を使う上に、太陽と地面からの暑さで体力の消耗が激しく、熱中症にも注意を払うなど、厳しい作業条件などが生じるために草刈り作業が思うようには実施できず、歩道や道路周辺が草に占領されてしまっていたのではと認識しております。

そこで、町に対して歩道周辺の草が繁茂して困っているなどの苦情は町民から問合せはありましたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博）　昨年の夏前後になりますけれども、特に、千葉県のほうが管理をしております国県道に設置されている歩道部の草刈りの要望、また、苦情が町に多く寄せられました。

以上です。

○議長（松野唱平）　2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ）　草が繁茂し、通行人の妨げとなっていたであろうと思われるところは、確かに昨年は多くの場所で見受けられたと存じます。本町だけでなく、全国的にも草刈りに関する苦情が寄せられていたとお聞きしております。また、草をよけるために車線をはみ出してきた高齢ドライバーにも遭遇し、まさかこっちに向かってくるとは思いもしなかったことなので、突然のことにびっくりいたしましたが、事故にはならず、安堵した体験も去年はありました。

このように、草が繁茂し、通行人の妨げとなっている場合の草刈りや枝が障害物となっているところなどはどういう対策で対応できるのかお伺いいたします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博）　町道の草刈り等につきましては、業者、シルバー人材センターへの委託、美化作業員により対応をさせていただいております。また、国県道につきましては、管理者であります千葉県長生土木事務所へ要請をしておりますので、引き続き同様に対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 草刈り作業をする会社の数も減少して、高齢化が進み、昔と同じようにはできないこと、マンパワー不足の状況は承知しております。

そこで、マンパワー不足を補うために、除草剤を活用し、草が生えるまでの期間が長くなるようにして草刈り期間を少しでも遅らせ、草刈り作業の回数を減少させるためにも役立つのではないかと考察できますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 道路ののり面の植生は、種子の散布や種子が入ったシートを張り、のり面の崩壊を防止するために行われているものであります。このことから、除草剤散布は、草刈りの回数を減らすという意味では有効ですが、のり面の安定という面では適切ではないというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） ただいま高徳建設課長からの説明で、道路のり面の除草剤の散布はのり面の崩落につながるおそれがあるので適切ではないことが分かりました。

令和の時代に入り、草刈りなどの作業員が全国規模で高齢化となりつつあり、マンパワー不足が懸念されておりますので、ますます道路周辺の整備には時間がかかるなど、厳しくなることが予測されております。

理想としては、除草剤のように、少しでも草刈り作業の回数を減らし、暑くても草の成長を遅らせることが可能な、そんな除草剤に代わる商品を活用できないものかと考えております。進化している時代ですから、手頃な価格で草刈り作業の回数を減らす取組に少しでもつなげられるような商品開発がされていてほしいのですが、そのような類いの商品はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 草の根を枯らさずに草の成長を抑えるというような抑制剤という薬剤も市販されているというふうに聞いておりますので、そういったものであれば、のり面への影響は少なくなるのではないかと いうふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） すごい、何とありがたい商品があるのでしょうか。進化し続ける草刈りに関する商品になると思いますので、町での草刈りに対する取組の一つにぜひ役立ててほしいものです。

草刈り作業の負担は重く、大変な仕事ですので、草の繁茂を軽減し、のり面の草刈りには大いに有効だと思ったからであります。

それでは、次の質問になります。

近隣住民が善意で町道などの草刈りを行ったとき、たまたま熱中症などで体調を崩された場合、町はその方に対して補償などの対応策は準備されているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 毎年作業を行っていただいている市道愛護作業及び川をきれいにする運動の期間中であれば、通院費等の補償はされますけれども、この期間外につきましては、対応のほうができない状況となっています。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） せっかく公道など、町管理の場所を期間外に善意により草刈りをしてくれた方への補償がないとは、とても残念に思いました。作業状況の確認は担当部局ができると思われますが、たまたま熱中症やけがなどをしても補償はないということに対して、あまりにも無責任な対応としか考えられず、残念でなりません。

では、先ほどと同じように、善意の住民による草刈り作業中に、飛び石などによる破損事故が発生した場合は、どのような対処をしていただけるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 道路愛護作業のように、町が依頼をし、実施した作業中の事故ということであれば、町の加入しております賠償責任保険により対応が可能であるというふうに聞いておりますが、自主的に行っていただいた作業の場合には、難しい状況というふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 町からの依頼があった作業だと保険が使えることが確認できました。

そこで、草刈り作業に関わる全ての方に、健康面や飛び石などの事故に直面しても安心して作業ができる保険などはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

高徳建設課長。

○建設課長（高徳一博） 草刈りを行う団体を組織していただきまして、社会福祉協議会に届けていただく必要がありますが、全国社会福祉協議会で取り扱っておりますボランティア活動保険は、保険期間が1年で、熱中症を含みますけが等の補償、また、活動に伴って発生した賠償責任の補償もされ、保険料も1人当たり350円とのことから、ご質問にありました安心できる保険に当たるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 詳しい説明、どうもありがとうございました。

社会福祉協議会に草刈り作業の団体組織として届出をし、ボランティア活動保険として申し込めば1人350円では入れる、そして、最も心配な熱中症や賠償責任にも対応できるとは、何とありがたい保険であります。しかし、地域で組織団体を立ち上げ、保険に加入となると、煩わしさがあり、困難となるのではないかと

予想されます。

県や国に草刈り作業の要望を出してもなかなか草刈り作業が進まないので、有志の方が善意で草刈り作業を行ってくれていると思います。公道に関する草刈り作業を行う町民に対して、組織団体でなくとも加入ができるように保険内容をぜひともご検討していただき、自転車で通学している中学生や高校生が草の繁茂のため困らないよう、関係する担当部局に要望し、次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項は、帯状疱疹の助成について、質問の要旨は、帯状疱疹ワクチンが4月から定期接種となりますが、町では50歳以上の任意接種の助成をどのように考えているのかについて伺ってまいります。

本町では、昨年4月より開始された任意接種の帯状疱疹ワクチン接種ですが、近隣でも同じく実施されたところがあり、多くの方が喜んでおります。

そこで、町で開始されている任意接種の帯状疱疹ワクチン接種の助成について内容説明を求めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 町では、令和6年4月1日から、帯状疱疹の発症及び重症化予防を目的として、経済的負担の軽減などを図るため、任意接種として接種日に町に住所を有する満50歳以上の方を対象に予防接種の一部を助成しております。

助成の方法といたしましては、医療機関でお支払いいただいた接種に関する領収書を申請書とともに町へ提出いただく償還払いとしております。助成の対象となるワクチンにつきましては、水痘ワクチンと帯状疱疹ワクチンの2種類となります。接種が1回で標準接種費用8,800円程度の水痘ワクチンは4,000円を限度に、接種が2回で標準接種費用1回2万2,000円程度の帯状疱疹ワクチンについては1回1万円を限度に、2回分を1人一度として助成をさせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われており、高齢化の進む町として、不活化ワクチン1回に2万2,000円かかるほうは上限1万円で2回分、そして、生ワクチン8,800円のほうは上限4,000円で1回分、この助成は大いに町民には助かっていると思います。

それでは、次の質問になりますが、助成対象者数と助成を受けた年齢別人数を、それぞれ伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 令和6年12月末現在の数字となります。50歳以上で対象となる方は4,733名ほどで、町の約67%に当たります。助成の申請者でございますが、12月末現在で47名となっており、年代別に申し上げますと、50代が6名、60代が13名、70代が22名、80代が6名でございます。また、ワクチン別に申し上げますと、水痘ワクチンの接種者が5名、帯状疱疹ワクチンが42名となってございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 本町では助成があり、大変ありがたいことなのですが、ワクチンの金額が高額になるため、なかなか経済的負担の重さから接種をためらう方がいらしたのではないかと推測できます。そのため國の方針を待たれていた方がおられたのかもしれません。

いよいよ4月より国からの定期接種に変更となります。実施主体は市町村であり、円滑に始められるよう準備を進めていかれていると思いますが、どのような内容になるのでしょうか。現時点で分かることで構いませんので、説明を求めます。また、町で助成が可能となっていた50歳以上から64歳までの方々、また、66歳など、接種時期のはざまの方など、どのような対応になり、助成金は従来どおりでよろしいのでしょうか。以上、3点の説明を求めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 国では、令和7年4月から帯状疱疹を予防接種法B類疾病と位置づけ、定期接種とする改正案を策定し、今月、3月には改正省令が示される予定でございます。

予防接種法に基づく定期接種は、市町村長が行うこととされております。同法に基づくB類疾病定期接種に係る費用は公費負担となります。一部本人負担が伴いますが、接種者の経済的負担の軽減が図られることにはなります。

なお、B類疾病のため、接種対象者に接種の努力義務は課されてはおりません。

対象者といったしましては、原則65歳といったしまして、65歳を超える方に関しましては、令和11年度末までは、5年間は経過措置を設ける方針で、65歳から70歳、75歳と5歳刻みで100歳の方までが対象となっております。また、令和7年度に限り100歳以上の方全てが含まれます。

町といったしましては、令和7年度については、定期接種者のみならず、任意接種といったしまして、令和6年度に引き続き定期接種対象外となる方を含めた50歳以上の方につきまして費用助成を行いたいと考えております。

定期接種と町が行う任意接種にワクチンの違いはございませんので、助成費用は、接種が1回の水痘ワクチンは4,000円、接種が2回の帯状疱疹ワクチンは1回1万円といったしまして、2回分を7年度から助成対象者の利便性を考慮いたしまして、償還払いから現物給付に変更した上で、1人一度に限り助成を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） ただいま現物支給ということで、大変ありがたいなと思いました。65歳から5歳刻み、長南町は人数が多くいらっしゃいますので、ぜひ皆様に周知して活用していただけるよう、よろしくお願ひ申し上げます。また、帯状疱疹の発症する人の割合は70歳が最多く、80歳までに約3人に1人が発症されると言われております。また、痛みが残るとつらくなりますので、高齢者に発症しないよう、本当に周知の徹底をお願いしたいと思いますので、そのところ、改めてお願ひいたします。また、65歳、5歳刻み以外の方、今ま

での50歳以上の方たちにも希望する皆様へ接種の後押しがしていただけるよう、そちらの周知もお願ひいたします。

帯状疱疹の質問は以上で終わりにいたしますが、どうぞこれからも高齢者が多い長南町ですので、対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

以上で、一般質問を終わりにいたします。

○議長（松野唱平） ここで暫時休憩とします。再開は午前10時40分からを予定しております。

（午前10時26分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 加藤 喜男 議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、10番、加藤議員。

〔10番 加藤喜男質問席〕

○10番（加藤喜男） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

令和7年の第1回目の定例会でございます。町長及び執行部の皆様、本年もよろしくお願ひをいたしたいと思います。

先月、本町の合併70周年記念の行事が改善センターで盛大に開催されました。誠におめでとうございました。この席で議員としましては、私と森川議員が自治功労賞を町長からいただきました。誠にありがとうございました。

70年で、本町も大きく変化をしました。町の人口も当時は1万5,000人程度でしたが、間もなく7,000人を切るというような状況でございます。また、7,000人の年齢構成も有権者が7,000人のうち6,000人ぐらいを占めるということで、残り1,000人が非有権者ということで、若者というようなことのようあります。

我々の年代は、もう先が見えており、ある面ではよい時代を過ごしたなというふうに思っておりますが、孫、ひ孫の時代に町はどうなっているか、国はどうなっているか、考えると心配になるところでございます。皆さんいかがでしょうかね。

さて、町長の任期も既に1年を切り、去就について注目をされるところでございます。このような中、住みよい町をつくっていかなければならぬわけですが、町では、現在、直売所交流施設設計基本計画策定委員会というものを立ち上げて、直売所交流施設を建設すべく検討を進めています。そして、この一環としましてね、先月の23日でしたか、締切りとしました長南町直売所交流施設の整備に係る町民アンケートというものを行っています。近くこの結果がまとめられて公表されるものと思います。

先日、このアンケートを見た町民から、建設は決まっているんですねという話がありました。私は、まだそ

ここまで決まったわけではないと思いますよというような話をしましたが、そこで質問でございます。

まず初めに、直売所交流施設設計画についてということでございます。

要旨につきまして、なかなか質問するのも忘れちゃったりしますので、1から9まで9つの要旨にまとめさせていただきました。順に聞いてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

①の最初は、建設の目的、コンセプトということでございます。

この事業は、どのような目的を持った主事業であるのか。この事業の企画の骨組み、構想といいますか、コンセプトといいますか、これについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　長南町第5次総合計画の策定に当たり実施した住民意識調査では、町に住みにくい理由として、「買物するのに不便だから」と回答した方の割合が突出して高く、また、高齢化による運転免許証を返納される方も増え、ますます買物が不便な状況となっている方が増加しております。

町では、以前より、大手スーパーの誘致に取り向けて取り組んでまいりましたが、様々な理由により、町内にスーパーは進出してきてくれませんでした。このような背景の中、買物が不便と感じている住民のニーズに応えるべく、直売所の建設について検討を始めたところでございます。

コンセプトでございますが、「食と文化で町に活気を」と銘打ちまして、直売所の機能といしまして、1、長南ブランドの農特産物や工芸品の流通、2、町の魅力の情報発信拠点とする、3、生産者と消費者、町民や来訪者のコミュニティーの場とする、4、また来たいと思わせる仕組みをつくる、5、食育の推進などを考えております。

また、目的をいたしましては、地域の振興に関しては、地産地消や食を通じての健康促進、また、住民同士のコミュニティーや買物できる場の支援、子供たちの遊べる場の設置などがございまして、産業の振興に関しましては、農産物、特産物の販売、生産者とのコミュニティー、新たな担い手の発掘、これによりまして、町民の憩いの場となり、温かい地域内外交流の実現を目指しております。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　ありがとうございました。

今の説明で、高齢化による免許の返納でもう動けなくなってしまっているというお年寄りがどんどん出てくると思いますけれどもね、そういうところのお年寄り対策といいますか、買いに来られない方、直売所があってもそこまでも来られないんだという方に対して、今後、どうしていくかというのもお考えをしていただければと思いまして、次に移ります。

直売所交流施設基本計画策定の委託の先、600万何がしで、前回の去年の予算で通っておりますが、委託の内容、また進捗状況等についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　基本計画策定業務の委託先ですが、千葉市中央区にございますランドブレイン株式会社千葉事務所でございまして、委託の内容をいたしましては、令和6年度、令和7年度の継続事業といた

しまして、1、施設に関する基礎調査、2、導入機能及び施設規模の検討、3、整備・管理運営形態の検討及び具体案の提示、4、概算事業費及び整備事業全体のスケジュール、5、今後の課題検討、6、各種会議の開催支援となっております。

また、現在の進捗状況ですが、基礎調査業務を行っております、町内における農作物や加工品等の出荷・集積状況や施設に対するニーズの把握を行うことを目的として、全世帯、農業・商工関係にアンケート調査を実施している状況でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。

委託先を今お聞きしましたが、この会社というのは相当大きいような会社ということのように聞いておりますが、この会社の選定の経緯といいますか、何か分かればお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） まず、業務委託の経緯ですが、令和6年10月23日執行の指名競争入札により、ランドブレイン株式会社が最低価格のため落札されたものですが、入札参加者の選定に当たっては、令和6年9月26日に開催された指名業者選定審査会によるものでございます。

選定の基準にあっては、千葉県内に営業所を有しております、直売所や道の駅等、施設の建設や運営に関する基本計画コンサルティング業務に精通している業者とし、6社選定いたしました。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。6社選定の中から入札で選定したということでありますね。了解です。

今お聞きした中に、③でもお聞きするんですが、町民のニーズといいますか、要望といいますか、そういう関係もこの調査の中の6項目、今お話しくださいましたが、その中に入っているということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） ただいまのご質問ですが、今行っております基礎調査の中で、町民のニーズ調査も併せて行ってまいる、このように考えております。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。

次にまいります。

今の基礎調査に関係しますが、3番目として、町民のニーズ調査、これが一番大事であります、いかに町民がそういうのを要望しているかというのを数字的な面、いろいろな面から調査していくかないといけないというふうに思っております。このマーケットリサーチともいいますかね、市場の動向や顧客のニーズを調べていかなくちゃいけないということであります。

今の2番目の問題と関連するかもしれません、町民の直売所施設に対する要望事項について、どのように

考えているのか、どのようにしていこうと思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　今回のアンケート調査において、施設に期待することや充実させたほうがよいと思われる施設、またはあればうれしい施設などの内容につきましてアンケートを実施しておりますので、今後の調査結果に基づきまして検討を進めてまいります。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　いろいろ調査方法があるんでしょうが、今回の調査もちょっと見させていただきますと、難しい設問がいろいろあって、なかなか大変なんですが、要は、どのくらいの人が何が欲しいということを簡単に分かれば、調査できればいいなと思うところであります。

ここが一番大事なところで、欲しい人がいるというのがはっきりしませんとこの事業は成り立たないわけで、もう一個、成り立たないのはそれを供給できる生産者がいるかというところの両方がマッチしませんと、この事業はなかなか厳しいものがあるということで、先ほども言いましたけれども、物を買いに来られない方、免許を返納して来られない方等に対する、これ別の観点かもしれませんけれども、これも十分考えていませんと、何か別のサービスを考えてもいいのかなというふうに思います。反対に、物を届けてやるとかという関係もあってもいいのかなと思いました。

十分、また結果が出てくると思いますけれども、必要であれば再調査もするし、いろいろな方法で住民のニーズをよくつかんでいただきたいと思います。

次に、町民への説明ということでお聞きしたいと思いますが、今回、町民にアンケートを取っておるわけで、どのぐらいの回収率か、返ってくるか興味のあるところでもございますが、このアンケートによりまして、町民は、町はこういうことを考えているんだなということは周知できたということであると思います。とはいっても、どこかの段階で、まとまった段階で、町民に対して町の考えを披露するという場があつてしかるべきだと思いますが、その辺の町民への説明についてどのように考えているかお聞きをしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　今後の基礎調査の検討が進みまして、施設規模や位置、管理運営などの内容について、ある程度方向性が見えた段階におきまして、町民の皆様へご説明させていただきたいと考えております。また、このたび直売所に関する住民アンケートを実施させていただいたことによりまして、町で直売所の建設について検討を始めていることにつきましては、町民の皆様にも周知できたものと考えておるところでござります。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　分かりました。

次に、5番としまして、どのくらいのこれ工事費がかかるのかなと、どのぐらい金を使わないといけないのかなというようなことがあります。多くの町民は、何をし始めるにもどのくらいかかるんだろうということ是非常に気になるところでございます。アバウトでもよろしいのですが、何かその辺あれば、工事費についての

関係をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　総工費につきましては、現在、基本計画を策定している最中でございますので、建物本体の施設規模や土地造成の形態、管理運営の内容や土地の価格調査など、様々な検討条件がしっかりと整備されなければ一概に申し上げられませんので、現時点では、お答えすることが難しい状況でございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　おっしゃるとおりですね。もうちょっと待ちまして、またお聞きをしたいと思います。そこで、気になりますのが、費用の関係について、何か補助金等があるかどうかということがもし分かればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　農林水産省所管の補助事業で、農山漁村振興交付金、地域資源活用価値創出整備事業、こういったものがございまして、補助率は2分の1となっておりますが、町としては、より有利な財源確保ができる過疎債のほうを活用してまいりうと考えております。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　分かりました。なるべく安くできるように取り組んでいただきたいと思います。

次にまいります。

大体の考え方として、施設を造るには、場所が、これ非常に重要でありますて、交通量、人の流れの問題等、いろいろ勘案して場所を選定していくと思いますが、現在において、どの辺の感じかなという、もしめどでもあればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　建設候補地の選定条件につきましては、交通量や集客の見込みであったり、造成に係ります費用、または、圏央道のインターチェンジ、こういったものの近接性や国県道沿いなどの立地条件、あるいは景観でございますとか、近隣の類似施設とのこういった近接性などの様々な比較検討項目を比べながら建設候補地の場所選びになりますので、基本計画の策定の中で最終的な候補地は絞られてくるものでございますが、現状におきまして、まだ検討の段階ではございますが、米満地先にございます国道409号沿いで、広さが約1万平米ほどの一団の土地を第1候補地としておるところでございます。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　分かりました。

参考までにお聞きしますが、町が土地を買収する、たしか標準的な価格がどこかにあったかなと。道路沿いとか山林とか、農地、田んぼとか、いろいろあるわけでありますけれども、今の話でありますと農地、圃場のかなだと思います。

標準の価格で町が買収するときの道路を造るために買うことがよくありますけれども、これが、もしお聞きかせいただけるんであれば、平米どのぐらいの金額になっているかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　現在、町では、公共用地の取得に当たりまして、買収標準額、こういったものは設定されておりません。直売所用地につきましても不動産鑑定を行いまして、そういうった価格に基づいて用地取得単価を設定してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　分かりました。何か記憶によりますと、昔そういうのがあったかなということでお聞きをしましたが、基本的にはないということで、不動産鑑定をやって買っていくんだということですね。分かりました。

次にまいります。

7番ですね。この施設の運営の方法についてお聞きするわけですけれども、このできたものをどのように運営していくというふうな考えをお持ちかどうかお聞きします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　運営方法につきましては、公設民営方式を予定しております。施設の建設までを町が行いまして、管理運営は民間事業者にお任せする方法でございます。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　管理運営を民間事業者に任せるということで今お聞きしました。ということは、物を町が造って管理運営は、いろいろ選定があってやるんでしょうけれども、その施設は有料で貸すのか無料で貸すのかという考えは、その辺はどうですか。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　施設の有料か無償かということでございますが、これにつきましては、まだ検討の段階でございますので、現状ではまだ決まっていないということになります。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　いろいろ施設ありますけれども、本町では結構、無料で貸すのが一般的になっておりますが、営利を目的とすることもあり得るわけですから、ここだけじゃありません、あるんですけども、できればお金を頂くということが望ましいんじゃないかな。あまり無料無料でやっていますと別に金払う必要ないんだからと思って、そのまま事業が進まなかったり、この例じゃありませんけれども、ほかでもそういうことがあるのかもしれません。なるべくその辺をよく考えていただきたいと思います。

そして、参考までにもうちょっとお聞きしますが、年間の営業予定、どのぐらい考えるのか、あと時間、何時頃から何時頃までやる、民間ですとね、もう夜中までやってくれているところもいっぱいあるわけですから、その辺、営業の日数、時間等を、もしお考えがあれば、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

ます。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） まず、営業の時間のほうなんですが、こちらにつきましては、夜間の営業につきましては行わない方向で検討を進めております。また、年間の営業予定日、日数などにつきましては、現在、検討している最中でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。

質問ということで、再質ということで、ちょっと事務局にはお願いをしておりますが、運営が黒字でいければそれにこしたことはない、また、こういうことは赤字もあり得るということで、最後は店を閉じたと、店を閉める状況になってしまったということも考えておかなきやいけないと思うわけでありますけれども、運営において赤字が出てしまうということも十分考えておかなきやいけませんけれども、その場合に、町はそれを税金で補填していくのか、その辺、何か先のことであれなんですが、運営において赤字が出た場合にどのような対処をしていくかと思つてはいるのか、分かればお聞かせ願います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） 経営に関するシミュレーションを慎重に行いまして、赤字運営とならないように、しっかりと検討してまいります。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） よろしくお願ひします。

次に、要旨の8番で、直売所の主な販売品目、品ぞろえ方法はということで、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） 直売所では、主な販売品目として、地元の農作物が中心なものと考えておりますが、その他にも加工品や民芸品、総菜、花苗、海産物など、様々なものを取りそろえられればと考えております。

商品の品ぞろえにつきましては、町民アンケート調査により町内における生産者や商品の掘り起こしを行っておりますので、これを生かしつつ、運営事業者の流通ネットワークも活用し、品ぞろえが十分に行えるよう検討してまいります。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございました。

最後に、9番目になりますけれども、これどのくらい、いつ頃オープンを目指して進めようというふうな考えがあるのかお聞きします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　ただいま行っています基本計画の策定業務が来年度末には策定されますので、その中で具体的なスケジュール案を示してまいりますが、令和11年の4月のオープンを目指してまいりたいと思います。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　ありがとうございました。

武家の商法というね、言葉があることを知りました。この意味は、侍が商売を始めても失敗することは目に見えているとか、成功しないとかというようなことの言葉であるようあります。現状に当てはめれば、役人、役所が行う商いはあまりうまくいったためしがないというようなことをいっているようありますし、この直売所の計画につきましては、現在、近郊にある直売施設、農協等もいろいろやっておりますが、運営状況をほかにも見学に行つたこともございますが、なかなか厳しい現状であると、これを今さら始めるということはさらに厳しい状況が予想されるのではないかというふうに思っています。

費用はまだ分かりませんということではありますけれども、結構な土地の買収から建屋、かかると思います。この事業が成功すればいいんですけども、失敗した場合、誰が責任を取るんだということが問題になるわけですけれども、この辺も事前に決めておく、考えておくというのが必要ではないでしょうかというふうに思います。

例えば、序舎を建てる、公民館を建てる、学校を建てるという行政上必要な施設については、後になって小さかったとか大きかったとか格好が悪いとか場所が悪いとかデザインが悪いとか、いろいろ出てくるわけでしょうが、これが出て大した問題ではないわけではありますけれども、どうしても必要かどうかという事業という関係になりますけれども、なくてもよかつたような事業で、大赤字を出してしまったということになった場合に、何回も言いますが、責任を誰が取るんだということを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

一つの提案でございますけれども、野菜等を作っている方々はいらっしゃるわけであります。だんだん高齢化していく将来心配になるところでありますけれども、このような方々が、週に1回でもできたものを軽トラック等で載せてきて、役場、どこかで、市、マーケットのようなものをやってみることもどうでしょうか。新しい発想ではありませんけれども、これによって生産者の状況とか購買者の状況等がよく分かることにならうかと思います。資金はほとんど要りませんのでね、あとは知恵だけの問題でありますので考えていただければと思います。

もう一つ、ちょっと町民から聞いた話でありますけれども、千田地先にパチンコ屋がありまして、元、今、貸しに出てるという話を聞きました。テスト的に二、三年でも借りてみて、駐車場がありますし、雨が降っても屋根もありますし、中はそれなりに広いと思いますね、そういうところを借りてやってみたらどうかなと思いました。

まとめのない質問でありますけれども、またよく勉強させていただいて、また次回でもまた質問させてもらいますので、よろしくお願いします。

以上で、1番目の直売所の交流施設の計画については終わりといたします。

次に、熊野の清水の直売所についてということで質問を出させていただいております。

熊野の清水に町の直売施設ができてから約20年程度だったかと思います。地元の方々が最近まで農産物等を販売して運営しておりましたが、高齢化の問題もありまして、どんどん出てこられる人が減ってしまったと。また、品ぞろえの確保が非常に難しいこともあるでしょう。このような結果から売上げが下がりますし、運営できなくなつたということで、地元の方々による直売は終わつたようでございます。また、直売所の左半分を使って飲食業を営まれていた方、私もよく知っておりますが、昨年の夏にお亡くなりになつてしましました。現在は閉店しているという状況で、何回もあそこを通るんですけども、なかなか動きが見えないなというところで、ちょっと気にはしておるところでございます。

昔の話ですけれども、あそこの運営者の1人の方々が地元の有名なラーメン屋さんでも誘致してくれたほうがいいんじゃないかなという話もしていまして、そうですねということで、それは一理ありますというようなことで話したことも思い出されます。

現在の状況について、どのようにになっているか、今後どのようにしたいというふうに考えているのか、お考えをお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 熊野の清水直売所は、組合員が高齢化のため減少、このことにより熊野地区で森林整備を実施しております一般社団法人もりびとにも組合に加入をしていただきました。

先ほど加藤議員のほうが、地元の方が撤退してしまったということでございますけれども、今現在もこのもりびとさんに加えまして、地元の方も組合員として、数は少ないですけれども、残っている状況でございます。

今の現状といたしましては、以前は、梅干し、漬物など販売をしておりましたが、令和3年、食品衛生法の改正により漬物製造業許可が必要となつたため、地元生産者から生産品数が不足したことによつて閉めております。

今後は、この品数を確保するため、現施設を改修し、加工所を整備の上、漬物製造業許可を取得し、品数をそろえ、再開する計画であります。また、隣の店舗も空いたことから、一体的に利用したいという話も組合からいただいておりますが、つい最近のことございますので、整備に期間を要することから、当面はキッチンカーなどにて来場者への対応は考えることでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） そうですね。地元の方が何人か残って、その組合に、もりびとですか、という方々の法人でいいんですかね、が入つてやつてあるということですか。

地元の方ももう高齢化の方、何人いるか分かりませんけれども、若干名だと思います。先がだんだん見えてくるわけですが、僕は、これ今思いますが、もりびとさんにやってもらうのはやぶさかじやありませんが、継承していくじやなくて、もうそこで一回、旧の組織はもう縁を切つて、新たに契約をもりびとさんとするんであれば、ほかでもよろしいんですが、して、新たな体制で行くほうがいいんじゃないかなということを思つております。

今のところ無償で貸している話ですよね、無償ですよね。今までではそれでよかったですということで無償でよろしいんですけども、新たな契約をして、もりびとさん等々については、先ほどちょっと話しましたけれども、有償で貸すことが適當ではないかなと。あまり無料無料で貸していますと、借りたほうももう無料だからいいやということで、なかなか仕事が進んでいないと。私も何回かあの前通りますけれども、何事も、何かちょっと動きはあったんだけれども、進んでいないということがありました。できればこの辺、将来的に検討していただきたいなと思います。あれはもう町が造った町の施設に間違いませんからね。ほかから借りて貸すんじゃなくて町が直接貸すわけで、できれば有料化をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておられます。

キッチンカーという話がちょっと今出てきまして、キッチンカーというのは、小さいトラックに何か物を載せて、そこで販売をすると、いろいろな食べ物ですか、販売できるというあれだと思います。なかなかね、僕も前から思っていますけれども、そういうのを集めてやることはよろしいんじゃないかなと思いますね。

熊野の清水に限らず、野見金公園とか、そういうところに、以前、言ったかどうか分かりませんけれども、キッチンカーがちゃんと入れる施設で、水、電気とか、いろいろ設備をしてあげてやって、フェスティバル、祭りのときには来てもらうということを考えていくことも考えておりますが、キッチンカーなどで対応していきたいということが、今お聞きしましたので、この辺、また十分検討してもらって、大した金じゃなくて、あとは知恵の問題ですから、よろしくご検討いただければと思いまして、2番目については、質問として出しておりますので、2番目として、貸している契約の内容等について、無償であるとは思いますけれども、面積等がお聞きできればと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良）　本物件の町有財産賃貸借契約の借主は、直売所開設から当時と同じ清水の里熊野直売組合で変更はございません。先ほどの答弁でも申し上げましたが、一般社団法人もりびとが直売組合に加入し、現在は組合の代表者となっております。

次に、契約の内容でございますが、土地は長南町佐坪字滝ノ上2391番地1ほか1筆、面積は293平米、建物は木造平屋建て、面積は135.84平米でございます。契約期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間、賃借料につきましては無償となってございます。

以上です。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　ありがとうございました。

世の中には、易しい商売というのはなかなかないわけで、人を呼べる商売といいますのは飲食業なのかなと、これでも非常に難しいんですね。今となっては遅いですけれども、あの施設を何か公募によりまして飲食業を営みたい人を集めまして、一定期間、有償で、無償かな、貸してみてやってもらうということが、私は昔から面白いと思っています。この発想はここだけに限らず、町の宿舎に関してもそういうようなことで、宿舎は町の建物はありませんから、町が借りて貸し与えてみると、宿舎に限らずほかでもいいかと思いますけれども、そのような検討も面白いかなと思っておりましたので、意見として述べさせていただいておきます。

次にまいります。

結婚対策についてということで、マッチングアプリやオンラインでのお見合いのサービスを活用する結婚対策の状況について、以前もお聞きしておりますけれども、その後、どのような状況であるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 令和6年の第3回定例議会の加藤議員に対する一般質問答弁で申し上げたとおり、時代の変化とともに、結婚を考えている方が他人に干渉されたくないなどの理由からパーティー参加などによる対面での出会いを以前より敬遠しているというふうに感じております。このような状況の中、千葉県では、結婚支援事業、ちばメタ婚～メタバースで縁結びとして、インターネット上の仮想空間を利用した婚活イベントをモデル事業として、今年度は3回実施したところでございます。

この事業の流れといたしましては、婚活のスキルアップにつながるセミナー受講、アバター設定のサポート、こういったものを受けました後に、婚活イベントに参加となります。イベント当日は、1対1の会話、アピールタイムを経てマッチングし、カップルとして成立した場合は、後日、アバターデートといったような流れとなります。また、この後、リアルデートに向けた相談などのアフターフォローもございます。

参加の対象者は、県内に在住、または在勤する20代から30代の結婚を希望する男女としており、参加の状況でございますが、各回、男女12名定員のところ、第1回目では男性が10人、女性が8名、第2回では男性が12人、女性が7人、第3回目につきましては男性が11人、女性が10人であったというふうに伺っております。

町でも本事業を周知するために窓口にチラシを配架したり、ホームページ等で周知をさせていただいておりますが、県内という広範囲に募っても参加者数が、申し上げたとおり、定員に満たない状況となってございます。

なお、昨年11月に、長生郡市結婚応援企画として、民間団体によりまして、39歳以下の独身向けのイベントとして、こちらは対面による婚活応援セミナー&交流会が茂原市内で開催されました。定員男女15名に対しまして、男性が10名、女性が7名ということで、こちらも定員には達しなかったというふうに伺っております。

こういった状況がある中で、町といたしまして、マッチングアプリやオンラインお見合いなどによる町の結婚支援の取組につきましては、申し上げました県のモデル事業の実施状況をはじめ、様々な観点から取組事例の情報収集をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） よく分かりました。大変なことであります。

これは県に乗っかるという話だと思いますが、県と直接相談したりとか、そういうコンタクトというのは何があるということで了解してよろしいですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） こちらのイベントについて直接コンタクトを取って進めていくという現状、状況

ではないんですけれども、ただ、自治体によりましては、独自にメタバースを利用した婚活支援モデル事業の取組を始めたところも出てきてございますので、今後、必要に応じましてコンタクトを取って、こういった事業の進め方、先ほど情報を集めさせていただくということを申させていただきましたけれども、そういった観点からも必要に応じてコンタクトを取らせていただくような状況も出てくることも考えられます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ありがとうございます。

町の2月の広報によれば、人口が7,074という数字、本町、なっておりまして、世帯数が3,165となっております。1年前の人口は7,243人で、1年間で169人が減少してしまったと、世帯数は27減ってしまったということになっております。先ほどほかでも話しましたが、来年の今頃はもう7,000の壁が崩れているというような状況であります。

このように、本町の人口はじり貧であります。町の存続が危ぶまれる事態ということでもあります。少なくとも人口の減少を緩やかに減らしていくということを遅らせていくことに努めていかなくてはなりません。それには、やっぱり移住者とかお子さんが増えるとかということが大事であります。

人口減少は、本町の問題だけでなく、日本全体の問題であります。少子化担当大臣は何をしているのかとうのを思うところでありますけれども、子供を増やしていくには、やっぱりお金が必要なのかなというようなこともあります。

ある国政政党が、1人、月でしたか、10万円ぐらい出したらどうだと、これ莫大な費用がかかるという話でありますけれども、国難の折、そのぐらいのことを金があるうちにやっておいたほうが、後々、日本のためになるんじゃないかなというふうに私は思っております、これ財源がいろいろありますけれども、大いに賛成するわけであります。

一般会計100兆円以上のお金を使いながら、そのうち40兆円が医療費に使われているという、防衛費なんてのはその4分の1ぐらいしか使っていないという状況であります、医療費を何とかね、ワクチン接種もいいんですけども、薬好きの日本人ですから、どんどん医療費がかさんでしまうと、この辺もちょっと考えながら、子育てのほうへ資金を充てていったらどうかなと思いまして、この関係を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、町在住の外国人の状況についてということであります。

円安によりまして、訪日の外国人観光客、いわゆるインバウンドといいますか、による来訪者が非常に多うございまして、日本の景気にもこれが左右しておると、景気の押し上げには貢献してくれているというのですが、あまりにも客が多過ぎまして、地域の環境とか住民の生活に悪い影響も出てくると、オーバーツーリズムというようなことで何か言われておるようありますけれども、こういう問題も出てきてしまうと。東京に行ってみれば、もうほとんど外国人しか見えないと、飲食店に行っても日本人、我々現地人が食べるところがだんだん狭まてくるということですね。これについて、オーバーツーリズムの問題ということも取り沙汰されているようであります。外国人の観光客を見ますと、韓国、中国、台湾とアメリカ、香港というふうに続いておるようであります。

あと一方、日本に住みつく、日本に住所を持ってくるという方も年々増えておりまして、約350万人ぐらい、人口比で約3%ぐらいが外国人ということあります。国籍では、中国、ベトナム、韓国が上位のようあります。日本は、皆さんご存じのとおり、安全で、きれいで、清潔で、同じかな、親切で、気候もよく、まず食べ物もおいしいということで、一度来た観光の人が日本に住みたいというようなことをよくテレビ等で見ておるところあります。

企業としましては、労働力の不足によって外国人の手を借りたいというのは十分分かる話ですが、これをどこまで許容するのかということも国には聞いてみたいし、国も決めていただきたいと思うわけあります。

本町では、観光客ではありませんけれども、年々外国の方が町中で見かけるようになりました。町民の中には、そろそろ何年かしますと長南町の宿仲は国際通りになるんじやないかというようなことを言う方もいらっしゃいます。そういうこともありますと得るかなということを思うわけであります。

本町に住所を持つ外国人については、令和5年の第3回の定例会で伺っております。その後、どうなったかなということでお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

松崎税務住民課長。

○税務住民課長（松崎文昭）　本町の住民基本台帳に登録されている外国人住民の方は、本年1月末現在、男性43人、女性44人、合計87人でございます。また、国籍、地域別に見ますと、中国が最も多く19人、次いでミャンマーが12人、インドネシアが10人、スリランカ9人と続いておりまして、以下、タイ、ベトナム、韓国、台湾と、アジア地域からの在留者が多いのが分かります。

以上です。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　ありがとうございました。多分増えているんだだと思いますが、また後で、中国からミャンマー、インドネシアと始まりましたけれども、その下の数字もまた分かつたら後でお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

以上です。

次に、延び延びとなっております児童クラブについてということで、時間が6分しかありませんけれども、お聞きしたいと思います。

児童クラブ、あそこに移ってから新しいので10年ぐらいたつんでしょうかね、支援員の不足等もあるということを耳にしております。また、支援員の不足もさることながら、希望者が非常に増えておるというようなことも聞いております。今ある施設は、最初40名程度の計画でつくっておるようですが、風の便りでは100名以上の希望者が来年度来ておるということも聞きます。

本町では、現在、受入れの制限はしていないと思います。でも、ほかの自治体の状況を見ますと、高学年の5、6年生はちょっとできないなというようなことで制限をかけているところもあるというふうに聞くこともあります。

児童クラブの現状と希望者が今後、来年も増えるということ、その先は今度、減るのかもしれませんけれど

も、来年度以降の対応の方法や問題点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹）　現在、放課後児童クラブの登録者数は92名で、そのうち通年利用は65名、夏休みの7月、8月を除くと平均して1日当たり45名程度が利用しており、その日の受入れ状況により海洋センターなどを利用した分散保育で対応しております。また、支援員につきましては、現在13名で、通常は5人体制で保育を行っております。

この児童クラブの受入れにつきましては、平成27年度に小学3年生から全学年に拡大され、さらに、核家族や共働きの家庭が多くなってきており、現状では、小学校に通う児童の約4割を占めるまでになっております。

また、今年度は一時預かりの利用を中止させていただいておりますが、町内に児童クラブの代わりになるような施設がないことから、昨年度と同様、定員を超えた受入れとなり、今後もこのような状況は続くものと考えております。よって、今後の対応といましましては、引き続き支援員の募集を行うとともに、支援員を5人体制から6人体制に増員し、さらに分散保育の回数を増やすなどの対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平）　10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男）　施設がないという話も言われましたけれども、実際はあったんですよね、長南の幼稚園なんてのは結構使い道があったんですが、旧長南幼稚園。今じゃ使えませんけれども、分かりました。

施設は何とかなっても、先ほどのとおり、支援員のね、高齢化もあるし、不足もあるでしょうから、支援員への手当を増やしても、どのくらいこれが支援員が集まる効果になるかよく分かりませんけれども、一助にはなるだろうということも思います。どうか支援員のお手当の関係も少しメスを入れていただいて、ほかより高くてもいいじゃないですかというふうな気はありますよね。

話はこれとは直接関係しませんけれども、お隣のどこかの町で、子供の教育のために一家が茂原市へ移っちゃったというようなこともあります。これは教育の問題で、何か高等教育をさせたい保護者の方だとは思いますけれども、ある町の人口が減っちゃったということになっておるわけであります。

児童クラブも、これはもっと充実できれば、反対に、あの町は児童クラブが充実していて、お子さん、親御さんたちも安心できるなど、教育の面じゃありませんけれどもね、そういう面で非常にいい方向にいくわけですけれども、ちょっと相反しますけれども、できればもうちょっと充実したほうがいいのかもしれませんし、そうすれば親御さんたちもほかから来るかもしれませんし、出ていくことが減るかもしれませんということで、この辺、またお金といろいろかかる話でありますので、十分検討をして、よい運営に努めていただきたいと思いまして、これで質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平）　これで、10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時40分)

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 宮崎裕一 議員

○議長（松野唱平） 次に、3番、宮崎議員。

[3番 宮崎裕一質問席]

○3番（宮崎裕一） 3番の宮崎です。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名5件、要旨13件について一般質問させていただきます。

まず最初に、広報ちょうなんについてお聞きいたします。

広報紙の役割は、企業や団体、自治体などの活動や方針などを広く伝えることで、ブランド価値を高めたり、ステークホルダー、利害関係者とのコミュニケーションを促進する役割を持っています。特に自治体の広報紙では、住民にとって親しみのある場所や知っている人が掲載されたりします。また、町の行事が掲載されるため、地域に親しみを持てるツールとなっております。

一般質問をするに当たりまして、郡内の各町村を回り、広報紙を頂いてまいりました。内容を見た中で、大体、掲載されている内容は同じであります、ページ数が若干違うのかなということで、一応ご紹介をさせていただきます。

長生村では24ページ、一宮町で24ページ、白子町で20ページ、睦沢町で18ページ、長柄町で20ページ、そして本町が全25ページの掲載がありました。これ1月号の広報紙でございます。

そこで、お聞きしたいと思います。広報ちょうなんの毎月の配布部数及び作成費用についてどのぐらいかかるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 広報ちょうなんにつきましては、毎月3,350部を作成、印刷しております。配布の内訳といしましては、毎戸配布が2,907部、各市町村などへの郵送が70部、庁舎内等における配布が230部、また、100部は町内の店舗等へ直接配布を行っております。また、今年度の広報ちょうなんの作成費用といしましては、印刷製本費として445万8,000円でございます。これは1冊の紙面数が24ページとしての予算でございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。ありがとうございます。

確認ですが、年間印刷製本費が445万8,000円で、毎月の部数が3,350部配布のことですが、単純に印刷製本費を配布部数で割り、それを12回の配布月で割ると、一部24ページ大体110円程度に1冊なりますけれども、どうでしょうか、ご確認願います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉）　今、宮崎議員のおっしゃっていただいたような形で計算のほうをした場合は、おっしゃっていただいたような一部110円程度といったような形となります。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　分かりました。

町民の声として、ページ数云々じゃないんですけれども、いろいろカラー使っていたり写真等も掲載、これ必要なことだと思うんですけども、もう少し簡素な広報紙でもよいのではないかというような意見もあるということをお伝えしまして、次の要旨に移りたいと思います。

冒頭に述べましたが、各町村の掲載されている内容は大体同じでありますけれども、しかし、記事の分かりやすさ、見やすさを比較しますと、多少、相違点が見受けられます。

そこで、お聞きします。広報紙のレイアウトの工夫や分かりやすい文章、見やすさなど、読者視点においてどのような取組をしているのか伺います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉）　広報紙を作成するに当たっての企画、レイアウト、撮影や取材方法などを習得するため、広報担当1年から2年目の職員は、研修のほうに参加しております。また、広報紙を見た際、内容に目が行くよう見出しありは大きく、文字だけではなく、写真やイラスト、表などを取り入れたり、重要な部分は太字や下線を引き強調するなど、年齢問わず、広報を見てくださる方が読みやすく理解しやすい紙面となるよう努めて作成しております。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　ありがとうございます。研修会にも参加し、いろいろ研さんをされているということでございますので、よろしくお願ひします。先ほどもありましたけれども、特に高齢者の方々が見て、見やすい、分かりやすいというような工夫をお願いしたいというふうに思います。

先ほど各町村の広報紙を見た中で、本町も真ん中辺りにカレンダーが載っていて、どんな行事があるというふうに載っているんですけども、郡内の中で、町村の中、3町村かな、一番後ろにカレンダーが載っていて、そこに行事予定が入っています。場所によっては、燃えるごみの出す日ですか、いろいろ載っていますので、一々、中を開けないと行事が分からぬというよりも裏でこう見られればいいのかなというふうなこともありますので、そこら辺は工夫をしていただいて、見やすいものをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次の要旨に移りたいと思います。

令和6年9月号において、関原の古民家交流会開催の記事が掲載されました。複数の町民の方から、記事の写真に賭け事と受け止められるようなものが掲載されているということでございました。近所の方もこの古民

家の交流会開催時には参加し、マジックや寸劇、それからハーモニカ演奏、ゲーム、紙芝居等々、非常に楽しんでいると。私も昨年の12月で65になりましたので、もしよかつたら一緒に行こうよというふうに言われました。こういうことでこのような遊びを通じて、認知の予防につながっていて大変いい会だと私は思っています。しかしながら、賭け事と受け止められるような記事が、当然、お金はかけていないのは分かりますけれども、コンプライアンス的に今求められる現代社会でございます。なぜそのような記事を掲載したのか、経過を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉）　広報の記事掲載につきましては、各担当課より掲載の依頼があったものにつきまして掲載をさせていただいております。

ご質問の写真は、古民家交流会において行われたゲームのうち、丁半ゲームに関する写真だと思いますが、議員もおっしゃられていたような形で、金銭等を賭けて勝負を行う賭け事を行ったものではないというふうに聞いております。このゲームが認知症予防に効果的とされていることから、丁半をコミュニケーションツールとして用い、ゲームとして行ったものを掲載させていただいたため、掲載自体には問題がなかったというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　今、答弁で担当課より掲載の依頼があったと、また、ゲームとして行ったもので掲載したと、問題がなかったということでございますが、掲載された写真、注釈で、例えば、そういうゲームを開催してやったとかというような話では、まだ理解できるというか、あるんですけども、注釈では、前回の様子というふうになっていたと思います。

そういう中で、さっきも言いましたけれども、非常に認知症予防とか、いいことをやっていただいている会、高齢者のためにやっていただいているのに、何かそういうものを載せちゃったという、疑惑というんじゃないんですけども、非常に残念ながら、ちょっとコンプライアンスの意識が低いんではないかというふうに私は思います。この点について、もう一度伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉）　掲載自体には、先ほど申し上げたとおり、問題はなかったというふうに考えてございますが、しかしながら、掲載した記事が、議員のご質問にあったように、誤解等を招いてしまうことがあるといったことが、場合によっては考えられますので、今後は、コンプライアンス等の観点から、記事の掲載には一層注意をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　今の答弁にあるとおり、よろしくお願ひしたいと思います。

今、本当にコンプライアンス、それから内部統制等々の社会通念というんですかね、そういうものが問われ

る時代になっておりますので、十分いろいろ注意しながら掲載をしていただければありがたいのかなと思いま
すので、よろしくお願ひします。

次の要旨に移りたいと思います。

今後、さらに進むデジタル化社会において、広報紙の在り方についてどのように考えているのか伺いたいと
思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 近年、SDGsの観点からペーパーレス化が推進されてございます。町でもお知
らせやイベントなどの掲載内容を確認できるよう、毎月発行される広報ちょうなんをホームページへ掲載して
ございます。また、LINEの登録を行っていただくことで携帯電話などからでも町の情報を確認するこ
とができます。しかしながら、本町は高齢者の方の割合が多いといった状況もあり、ホームページやLINEで掲
載内容を確認することが難しいという方もいらっしゃると思いますので、広報紙の紙ベースの配布は必要であ
るというふうに考えてございます。

今後も若い方から高齢の方まで、幅広い年代の方に町のニュースやお知らせを分かりやすく伝えていけるよ
う努めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） ありがとうございます。

今課長から答弁のとおり、本町は高齢化率も高く、紙ベースの配布は必要だと思います。答弁にありました
ように、分かりやすい、そして見やすい広報紙の取組をお願い申し上げ、次の件名に移りたいと思います。

農作業機の貸出しについてお聞きしたいと思います。

令和5年4月1日告示、第33号長南町粉碎機貸出要綱を制定し、機械の貸出しを実施していますが、現状の
貸出状況について伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 粉碎機は、町内の森林、竹林及び遊休農地等を管理し、環境保全を図るため、森
林環境譲与税を財源に整備したところでございます。現在の貸付状況でございますが、令和5年度7件、令和
6年度1件、合計8件の貸出しをし、山林1,530平米、竹林4,150平米の間伐や伐採し、森林環境保全が図られ
ました。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。山林、それから竹林などの森林環境保全を図るため寄与しているとい
うことで、大変よいことだと思います。しかしながら、なかなか竹を切って、そこの機械まで運ぶとか、大変なこ
となんですが、それをちゃんとやれれば、そういうものが処分できるので、この機械の貸出しについては非常に有効な
かなというふうに思いますので、もっともっと使っていただくようお願いを申し上げたいと

思います。

それでは、次の要旨に移りたいと思います。

先ほど鈴木議員からも草刈りに対する質問がありました。地域や通学路における草刈りについて何度か私、質問をさせていただいておりますけれども、高齢化はさらに進み、地区での奉仕作業等にも影響が出ております。本来であれば、うちの地区8人ぐらい出なきやいけないところが、作業のときにはもう5人、あるいは4人ということで、半分の人間しか対応ができないような状況になってきております。

そこで、睦沢町なんですけれども、リモコンの草刈り機を区から、地区から要請があれば貸出しを今実施しているということです。ちなみに、この草刈り機、リモコンの草刈り機で、傾斜は45度まで今刈れるような草刈り機になっております。ちなみに、運転するには、ローンと違います。免許は不要でございます。

そこで、お聞きしたいと思います。自走式の草刈り機や、このようなスマート農業なるリモコンの草刈り機等を町で所有し、地区へ貸し出してはと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良）　多面的機能支払交付金制度を活用している農地等の草刈りにつきましては、各組織での共同活動として実施されており、草刈り機、これはモア等のリース代も活動費からの支払い対象ですので、積極的に活用していただきたいと思います。しかし、町管内では、多面的制度を活用していない、また解散したところもございます。このような地区は、奉仕作業等に当たり、費用面で影響が少なからずあるのではないかと考えます。

町で自走式の草刈りをとのことでございますが、現在、シルバー人材センターにおいて自走式モア1台を所有し、各種団体等へ貸し出行っておりますので、利用していただければと思います。しかしながら、保有台数が1台であることから、利用者より借用時期が重複するとの意見もいただいており、もう一台程度必要であるのではと考えておりますので、作業の省力化を図るため、スマート農業、これはリモコン草刈り機などの整備を今後していくと考えます。

以上でございます。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　分かりました。多面的機能の支払交付金の制度や耕作放棄地の解消の対策補助金交付も利用してはいると思いますけれども、先ほど課長から答弁がありましたように、解散したり加入していかつたりということで、その地区によって非常に差があるんだろうというふうな状況でございます。ぜひ、そういうリモコンなり、あるいは自走式の草刈り機を買って、前向きにご検討を願いたいというふうに思います。

次の件名に移りたいと思います。

地域農業整備事業の補助についてお聞きしたいと思います。

整備事業補助の対象としましては、水稻のコンバイン、田植機、トラクター等の機種が対象ですが、水稻において水の管理は重要であり、温暖化がさらに進めば、等級が下がってしまいます。

昨日も水路掃除があり、私の地区でもやりました。実際、水路の掃除をしますと、もう水路が曲がっていたりゆがんでいたり、ところどころに亀裂が入っている箇所がたくさんありました。そして、これからまだその

まま使えば、老朽化などにより水路が水漏れ等を起こして栽培に支障を来すと思います。

そこで、営農組合等に水路補修の労力軽減のため、油圧ショベル、 Yunbo というんですけれども、 Yunbo を対象機種にして、そういう、ある程度簡易な水路の補修等には使っていただければということで、機種が対象にならないか、追加できないかどうか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 令和元年、また令和5年の台風災害において農業用施設に甚大な被害があり、被災規模により、国庫補助、町単独、または地元復旧に対し、町補助により復旧事業を実施してまいりました。

このようなことから、小規模被災部分を補修するに当たり、各営農組合などに建設機械があればよいとは思いますが、農業機械については、地域農業整備事業補助金に関する事務取扱要領により、国の補助事業等を基準とし、農業以外に使用可能な汎用性の高い機械は補助対象外としております。

水利組合等において、農業用水路補修がある場合、多面的機能支払交付金の活用や農林業等振興補助金の町単独かんがい排水事業補助金、この内容は、事業費が30万円以上1,000万円限度で、見積内容等を町が審査、補助率については25%です。この補助事業をぜひ活用していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。大きな補修であれば事業を活用すべきであると思いますが、小さな補修は、やっぱり人海戦術というか、人でやったほうが早いというようなことを言っている方もいます。

事業、ここで30万以上1,000万限度ということで、今答弁がございましたけれども、なかなか人が側溝とか持ち上げるのは大変な作業もあります。この事業費の見直しというか、そこら辺は今後あるのかどうか、ちょっと確認していきたいというふうに思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） この町単のかんがい排水事業の補助金でございますが、これは業者発注というのをございますので、業者発注であれば、大体、工事費につきましては30万円を超え、おおむね40万円程度ぐらいまでかかるてしまうのではないかと考えておりますので、この補助事業の内容について見直す考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。事業を使えば一番いいんですけども、中にはこのかんがいの排水事業の補助を知らない方もいらっしゃいますので、そこら辺は、相談があったときに、適切に事業を活用するよう説明をしていただければと思います。

それでは、次の件名に移ります。

直売所についてお聞きしたいと思います。

令和6年の第1回の定例会において、直売所建設事業の進捗状況をお聞きしました。答弁では、建設候補地

はあるものの、現時点では決定していない。また、直売所の規模も販売できる農産物の出荷量も把握できていないため、売場面積も決まっていないということでございました。

先ほど加藤議員の一般質問でいろいろ答弁がありましたので、そこら辺も重複するかもしれませんけれども、私の質問はちょっと視点を変えてお聞きしたいと思います。

昨年だったと思うんですけども、地域農業の将来を描く地域計画に関するアンケートにおいて、直売所の出荷意向調査をしておりましたけれども、その結果がどんなふうになっていたのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴） 地域農業の将来に関するアンケート調査につきましては、地域農業の将来像を描く地域計画の策定の基礎資料とするため、令和6年7月に、産業振興課、農業委員会にて取りまとめたものですが、その中では、町内において、お米以外で生産出荷している品目としては、主に、レンコン、シイタケなどが挙げられ、直売所が設置された場合に出荷する意思があるかの質問に対しては、回答者のうち約4割の方が出荷する意思があるとの回答でした。

直売所交流施設基本計画の策定においては、農業者以外の一般の方が生産する農作物や農作物以外の加工品や工芸品などの商品についても町内全体でどのような品物がどれだけ生産され、直売所ができたときには出荷してもらうことができるかを推計するために、2月の区長配布により全戸にアンケート調査をお願いしております、また、農業・商工関係等についてもアンケート調査をお願いしている状況でございます。

提出期限が2月末となっておりましたので、現在はアンケートの回収を行っております、引き続き集計作業を進めてまいります。また、アンケート調査では、併せて町民のニーズ把握にも努めており、基本計画策定の基礎資料としてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。先ほど加藤議員の答弁にもいろいろ言ってくれたので内容的には分かっているんですけども、私のうちでも母親が葉物から根菜類と多くの野菜を年間通して栽培をしています。しかしながら、うちの母親は、知り合いや親戚にあげるのが楽しみで栽培しているような状況でございます。なかなか出荷をそこまで出せるのかどうか、加藤議員の質問にもありましたけれども、なかなか持っていくということは年寄りは不可能なのかなというふうなことも思いまして、とにかく今、アンケートを実施して実態を把握しているということでございますので、まずそれをきっちり仕上げていただいて、これから進めていく基礎の資料として活用していただければと思います。

次の要旨に移らせていただきます。

本町では鳥獣害による被害で、耕作地などへの被害が多く出ております。そして、多くのイノシシなどが捕獲されている状況でございます。

先ほど町民ニーズという要望に対してこれからいろんな取組をしていくんだという説明ありましたけれども、町民の声で、特産品としてジビエを、イノシシの肉とか鹿の肉ですけれども、そういうものを直売所で販売してほしいというような声がありますけれども、考えについて伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　直売所にてジビエ肉を販売する場合は、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得した施設で解体された肉でなければ販売することはできませんが、正しく法に基づく営業許可を取得している施設から商品を仕入れて販売することは可能ではないかと考えております。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　ありがとうございます。分かりました。今、主幹から答弁があったとおり、販売等には許可が必要だということで承知をしております。

次の要旨にもちょっと絡むので、次の要旨に移らせていただきます。

この直売所を造るというコンセプトというか、初めて話があったのが、過疎計画をつくるときに話があつたというふうに承知しております。この過疎計画に直売所と加工施設ということで記載されておりますけれども、先ほどのジビエの販売に関し、イノシシ等を直売所の加工施設を利用し解体、販売すればというような、先ほど町民の声がという話をしましたけれども、そういう意見だったと承知をしております。

先ほど答弁にありましたけれども、イノシシ等のジビエは、解体、加工、販売に必要な営業許可を取得した施設でなくてはなりません。ちなみに、牛や豚については、解体はと畜場法に基づいて管理されております。また、加工販売は食品衛生法に基づいた施設で行わなければなりません。そのようなことで、記載されています加工施設というものについてはどのように利用していくのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

小澤特命担当主幹。

○特命担当主幹（小澤元晴）　過疎計画に記載のございました加工施設につきましては、野菜類や果物など、町で産出された農作物等を加工し、地産地消を目的とした町の特産物の要素を取り入れた内容の新メニューが提供できるような施設をイメージしているものでございまして、ジビエなど、解体といった野生鳥獣類をその場で加工するような施設をちょっと直売所に併設していくことは、現段階では考えてございません。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　分かりました。野菜や果物などの加工に利用するとのことで大変よいと思います。

先ほども言いましたけれども、今、全戸にアンケートをやって、どんなものが出荷できるのか、どんなものがあるのかということで、今、取りまとめをするということですけれども、本町は、タケノコも多く取れます。時期的だけの販売になるかもしれませんけれども、人によっては、大多喜地区のタケノコよりも長南のタケノコのほうがえぐみが少なくてうまいとかという方もいらっしゃいます。そういうことで、アンケートに、タケノコを直売所で販売したいよという方もいらっしゃるかもしれません。

そういう中で、果物とか野菜の加工という話がありましたけれども、今、町で缶詰の水煮を作っていることは承知しているんですけども、ぜひそういう水煮を真空パック等にして、そういう販売もしていったらいいんじゃないいか、面白いじゃないかなと思いますので、先ほどありました町民ニーズじゃないですかけれども、今後の検討の材料に要望として入れていただければというふうに思います。ぜひご検討のほどお願いを申し上げ

たいと思います。

次の件名に移りたいと思います。

交通安全対策についてお聞きします。

保育所や小学校については、茂原警察署、町安協の皆様のご協力の下、交通安全教室を開催し、交通安全への注意喚起を行っていますが、町民に対する啓発活動をどのように実施しているのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉）　町民に対しましての啓発活動に関しましては、町防災行政無線での情報発信ですか、町広報紙への各種記事の掲載や各種ポスターの掲示、町交通安全協会によりますアクション10ですか、交通安全運動時における街頭啓発、長生地域の共催によります秋の交通安全運動、その際の出動式の開催、町交通安全協会及び町の防犯組合によります青パトの防犯パトロール等によりまして、普及の啓発ですか交通安全対策活動に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平）　3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一）　ありがとうございました。分かりました。

私も今、安協でお世話になっておりまして、この4月で6年、終わるのかな、2期が終わります。そういう中で、今、答弁がありましたように、アクション10、これは毎月10日の交通安全対策ということで、いろんな交差点に立って、交通の取締りというんじやなくて、いろいろ見てやっています。

見ていると、私たち安協で立っていますと、一応、帽子も警察官の皆さんみたいな帽子かぶっていますので、ゆっくり走ったり止まったりはするんですけども、中には、もう関係なく飛ばしていく方もいらっしゃいます。やっぱりこれはもう継続するしかないのかなと思っていますので、ぜひこの取組は続けていただければと思います。

次の要旨に移りたいと思います。

本町において、町の交通安全対策会議条例を設置し、その中で、町安全計画を策定し取り組むということになつておりますが、どのような取組が実施されているのか伺いたいと思います。

○議長（松野唱平）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉）　町の交通安全対策会議条例におきます町交通安全計画の作成につきましては、交通安全対策基本法第26条の規定によりまして、市町村の努力義務という規定がありました。しかし、その内容に都道府県の計画と重なるところが多く、作成に係る労力を現場の施策の実施に振り向けるべきとの意見があつたことから、法律の一部改正がなされまして、現在、こちら令和5年6月の交付になるんですけども、現在では、できる規定ということで努力義務からできる規定に見直しがされております。これにより、町では、県の交通安全計画及び県の交通安全県民運動基本方針に準じますとともに、全国の交通安全運動時には実施計画を作成し、さきの質問で答弁させていただきました普及啓発ですか、交通安全対策活動のほうを実施しているところです。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） 分かりました。交通安全対策については、様々な取組や普及活動、ご尽力いただいているということは重々承知しておりますけれども、本当に車を運転する方の意識啓発、これってどうなんだろうと。

免許を更新するときに、大体、講習を受けて、それで普通の方々は終わりなのかなと。特に、この何日か携帯にあがが来るんですけれども、長南町、長南町と、死亡事故が何件もあったり、交通事故が何件もあったりして、それらを目の当たりにしますと、非常にやっぱりそういう意識を高めなきやいけないのかなというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺は県と一緒にになって、連携を取りながら活動に取り組んでいただければというふうに思います。

そういう中で、車を運転する方の意識啓発ということで、睦沢町、そして一宮町では、「Slow for Kids」といって、マグネットステッカーを作つて町民に配布をしております。この「Slow for Kids」というものにつきましては、子供を見かけたらゆっくり走ろう、子供を見かけたら止まろう、20キロ以内で走ろうというようなステッカーになっているということでございます。このスローガンの下に、一宮町、それから睦沢町では、運転者側の安全対策にも取り組んでいるということでございます。

本町でもこれを作成し、配布し、交通安全への醸成を図るべきだと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 「Slow for Kids」の取組につきましては、近隣市町村、一宮町及び睦沢町におきまして既に取り組んでいるということは町としても認識をしております。

本町におきましても、まずは、その「Slow for Kids」とは何なんだというところから取り組みたいと思っておりまして、まずは、町の広報紙ですかホームページを活用しまして、取組の趣旨ですか、具体的な実施の内容等、周知をした上で、その後、実施に向けて準備のほうを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎裕一） ありがとうございます。ぜひ取り組むようお願い申し上げたいと思います。

先ほども言いましたように、それを貼るというんですか、車に後ろに貼ると、貼った当人も気をつけなきやいけないんですが、後ろに貼ってありますから、後ろの車からもステッカーが見えるような形になっています。よく若いお母さんたちが、ベビーインカーというんですか、ステッカーを貼つて走っていますけれども、それと同じようなことなのかなと思います。

子供たちを守る、これから未来の宝を守るということで、本当に本町の子供たちを守るために、こういう取組をぜひ行っていただけるようお願いを申し上げ、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松野唱平） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時55分からを予定しております。

(午後 1時39分)

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時55分)

◇ 河野 康二郎 議員

○議長（松野唱平） 次に、4番、河野議員。

[4番 河野康二郎質問席]

○4番（河野康二郎） 4番の河野です。今、議長のほうから許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

阪神大震災から30年、1月18日に、本町の教育委員会、それから教育課主催の人権講演会が行われました。「必ず来るそのとき大切な人の命を守るために」の中で、この30年間で震度7以上の地震が7回発生していること、日本の防災では歯が立たないこと、そして被災地に憲法、人権があるのかという問い合わせの下に、被災地、とりわけ避難所の実態が紹介されました。今できること、平時の備え、備災、自分と大事な人の命を他人任せにしないことという結びがありました。

昨年、第3回定例会の一般質問において、私のほうから、平時の災害対策の必要性について提言をさせていただきました。そこで、検討する旨の答弁を幾つかいただきました。その具体的な取組、進捗状況を伺いたいと考えて、事前のレクチャーもいただきながら、今回の一般質問の題材とさせていただきました。取組の遅れを決してとがめるということを目的にするものではありません。生きた具体的な災害対策づくりの動機づけになることを願ってのことです。

そこで、伺います。具体的な進捗状況を端的にお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今年度の防災訓練につきましては、能登半島地震で物資供給支援活動を行ったコメリ災害対策センターの方によります講話のほか、防災フェアとしまして、消防団によります放水体験や女性消防団員による応急手当訓練、防災VR体験や地震体験車による地震体験等の実際に体験していただく内容を実施することで、防災・減災への意識向上と自助・共助として日頃からの備えの大切さを認識していただくことを目的として実施のほうをさせていただきました。

また、町の地域防災計画は、令和5年度千葉県の地域防災計画修正部分の反映及び令和5年度町機構改革に対応するため今年度計画の修正を行っており、広域支援を受けるために従前より課題でありました受援計画の策定を併せて行っております。

また、地域における既設井戸等の活用については、計画的に検討していくため、令和7年度予算においても水質調査費用を要求してございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 女性団員の具体的な紹介と受援計画策定の説明についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 長生郡市広域市町村圏組合消防団の第3支団と第4支団に今年度から女性団員が入団をされました。独り暮らしの高齢者住宅の安全点検や住宅用火災警報器の普及促進、応急手当普及員の資格を取得し、救急講習会などでも活躍されているとのことで、今回、町の防災訓練においても参加の協力をいただきました。

また、受援計画については、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要であるため、町における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにするための計画であり、町地域防災訓練の下位計画として位置づけられているものです。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 半年足らずで、その後の質問ということで、先ほども申し上げました。いつどこで起きても不思議ではない大規模地震災害、このスピード感を持ったたゆまない平時の備えが必要だというふうに考えているからです。

避難所運営ガイドライン、これは内閣府ですね。それから、災害時における避難所運営手引、これは千葉県ですね。そして、町の防災計画などが具体的な指針として提示されています。しかし、この地域防災計画などの実践化、生きた災害対策の策定が問われていると感じています。

阪神大震災から30年、この災害を教訓とする災害対策、とりわけ諸外国から雑魚寝は日本の文化というふうにやゆされるような避難所の現状と課題を中心に、検証と取組を進めいかなければならないと考えています。非常時に対応できる組織能力の獲得は、日常における職員、行政の組織力を高め、業務執行能力を高めることにもなると思っています。

我が町において大規模地震が発生した際の避難所の管理運営について、平時からどのような準備が取り組まれているのかを伺い、災害初動期から避難所の課題を知り、人権が守られる避難所を基本に、よりよい避難所の実現のための議論を行い、災害対策の底上げを図る必要があると考えています。

そこで、お伺いします。地域防災計画における東京湾北部地震についてお伺いしたいと思います。

この被害想定を基にして若干質問したいと思いますので、長南町の地域防災計画で想定している地震の規模と被害想定をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 地域防災計画の震災編記載のとおりとなりますが、平成19年度千葉県地震被害想定調査によりまして、マグニチュードは7.3、発生の季節は冬、時間は18時、建物全壊が88棟、人的被害として、死者が1名、負傷者が60名、避難者は、1日後の想定として2,911名となります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） そこで、町の備蓄計画の有無と備蓄状況についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 備蓄計画のほうは定めておりませんが、地域防災計画震災編におきまして備蓄目標を定めております。現時点の各防災倉庫等における備蓄状況については、事前に配付をさせていただいた資料のとおりとなります。

なお、非常食については、現在、期限更新及び追加購入のために商品の発注を行っております。納品となった際には、備蓄目標数を超える備蓄数となる予定です。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この質問を前提にしながら、次に、避難所についてお聞きをしたいと思います。

避難所の想定人数、避難所ごとにお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 避難者の想定人数としては、さきの質問の回答のとおりとなりますが、指定避難所ごとの想定人数のほうは定めておりません。といいますのも、どの避難所を開設するかという点は災害の状況にもよりますので、個別的人数のほうは定めておりません。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 各避難所で準備している設備、備品等をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 各指定避難所の備蓄状況につきましては、事前に配付をさせていただいた資料のとおりとなりますけれども、各避難所においても毛布ですとか発電機、段ボールベッドやパーテイション、ドームテント、非常食、水、簡易トイレ、おむつ等を備蓄しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） その上で、各避難所、AEDの設置についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） AEDにつきましては、長南中学校の体育館、町の中央公民館、農村環境改善センター、旧豊栄小学校、旧東小学校に設置をされております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 質問のほうが逆になっていたのを今気がつきましたけれども、次に避難所の数と種類、

名称をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 震災時における指定避難所としては、地域防災計画の震災編及び資料編により、長南中学校の体育館、旧長南小学校、旧豊栄小学校、旧東小学校、旧西小学校、町の中央公民館、農村環境改善センターの6か所をしております。その他、指定福祉避難所として農村環境改善センターを指定してございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 避難所に対するスペースの基準、これをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 災害発生後の避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた国際基準にスフィア基準というものがございまして、その基準では、1人当たりの居住スペースは3.5平米とされており、物資の集積や情報の掲示、応急医療の提供等に使用されるスペースや避難住民の動線確保のためのスペース等も考慮しますと1人当たり4平米程度を確保するのが望ましいとされております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 続いて、指定避難所についてお聞きをします。

これからが今までお聞きした基本的な回答にのっとって考えていく事項になると思っております。まず、避難所ごとの避難所運営マニュアルの有無についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現時点におきましては、避難所の運営マニュアルは作成をしてございません。今年度、地域防災計画の修正及び受援計画の策定のほうを行っておる関係で、来年度に避難所運営マニュアルの作成を進めたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） マニュアルがないということですから、これ以降の質問や答弁の中で、マニュアルなり、それから先ほどの受援計画、これをつくっていく、それから県防災計画の修正に伴う町防災計画の修正、そこにつながっていく議論にこれからなるというふうに思いますので、要旨を挙げております。そういうことで、これからそういった議論につながっていくんだという認識で、共通の認識を持てるということでよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求める。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） そうですね。共通の認識で回答のほうがしていければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） まず、避難所の、これは誰がやるのかということで、開設と運営の担い手についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 地域防災計画の震災編の記載におきましては、避難者が多数となり、期間が長期化する場合の運営は、原則としまして自主防災組織、行政区等によります避難所運営委員会を設置し、自治によります運営を基本としております。また、そのほかに、自衛隊ですとか日本赤十字社、医療関係機関、ボランティア団体等の支援が想定をされます。

なお、職員によります開設が困難であることを想定しまして、令和7年度予算要求におきまして、遠隔操作でも施設の解錠等を行うことが可能な入退室管理システム費用を検討いたしましたが、令和7年度予算では、再考しようということとなりまして、方法や手段、財源等も含めて、引き続き検討のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 続いて、何をやるのかということで、この避難所の運営組織の役割と実務についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 地域防災計画の震災編の記載におきましては、避難所の運営項目としまして、必要物資の管理・分配、食料・物資の配給、環境の整備・保持、ボランティアとの調整、運営委員会議の開催等が想定をされておりますが、具体的な運営班体制や実務内容については、避難所運営マニュアル等で定めていく必要がありますが、現時点では未作成であるため、マニュアルの作成が課題であると認識をしております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 次に、どうやってやるのかということで、運営方法についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 避難者の数が増え、避難生活が長くなることが見込まれる場合は、避難者で避難所運営委員会を組織し、運営委員会は、避難所を運営する意思決定機関として、避難者の要望や意見の調整、避難所生活のルールの決定及び徹底などを行うとともに、避難者がそれぞれ仕事を分担して避難所運営を行っていただくことを想定しております。その中で、施設管理班ですとか、食料・物資班、保健・衛生班等といった活動班を設置し、避難者は各活動班における活動内容に協力し、運営をしていくことを想定しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 次に、避難所のトラブル対策についてお伺いしたいと思います。

まず、ペット避難、窃盗、性暴力被害などの対策についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） トラブル等が起きないように、基本的な注意事項等については、避難所運営マニュアルに記載していくことを想定しておりますが、マニュアルを踏まえた上で、避難所運営委員会等において話し合いをし、ルールを決めて運営していくことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 再質問になりますけれども、災害時の性暴力被害についての認識についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 避難所やその他の場所での性暴力被害について、強制わいせつのほか、対価型の性暴力の発生や支援者が被災者からセクハラを受けるといった被害を報告されており、こういった状況下において、避難所の各スペースにおけるプライバシーの確保はもとより、避難所運営委員会において、運営リーダー、または副リーダーの女性参加や夜間における見守り体制の構築、女性相談窓口の設置など、女性に配慮した避難所運営を行っていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） これまでこの課題についてはタブー視されていたという状況にありました。東日本大震災をきっかけにしながら、遡ってこの課題について重要視されてきて、現在に至っていると思います。したがって、事前の注意喚起、それから、事実確認も含めて、二次被害、被害者ケアについてどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 本事項への対応につきましても可能な限り避難所運営マニュアルに記載していくことが望ましいと、このように考えておりますが、未作成のために想定での回答とさせていただきます。

事前の注意喚起等につきましては、避難所運営委員会においてルール等を決めていただいた上で、ルールや注意事項等を掲示板や貼り紙により周知及び注意を促すとともに、班体制によります巡回により防犯対策を行う等が想定をされます。

また、被害者ケアにつきましては、班体制における相談窓口設置のほか、長期化します場合には、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の専門人材の協力を得まして、メンタルヘルスケア等を実施するなど

のことが想定をされます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 指定避難所の質問を今、何点かしてきました。その集大成の再質問として、以下のことを見たいと思います。

被害から生き延びた住民のその後を暗示する避難所ですね。それは、避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定にかかっているというふうに思います。本町ではできていないから、そこをつくることになりますかかっているんじゃないかなというふうに思っています。

大規模災害時には、このマニュアルを生かす平時の具体的な準備がなければ、避難所の開設からして困難を来すことになります。これまでの災害の教訓を生かすことが大切です。避難所運営マニュアルの作成に当たっては、初動期から混乱を最小限にするためにも、まず開設、そして、おのおのの避難所、これはあらかじめ各避難所内の空間配置図やレイアウト図などをきちんと作っていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

実態に合わせた避難スペースの基準に沿った区画割り、感染症対策、仮設トイレ、テント避難、車中泊避難、ペット避難場所などの配置の事前準備、運営における男女共同参画、性暴力をはじめとしたトラブルなどへの対策、これは今までの避難所の中でも言っていた、高齢男性が主要になってしまい避難所の運営委員会、そういうことについても問題提起はされています。したがって、単に避難所運営組織のルールづくりに任せることだけではなくて、基本的な形態を明確に示す必要があると。要するに、このマニュアルはということになると思います。

そこで、避難所運営マニュアルの作成に当たっての考え方、それから、行政と地域、職員と住民、その共同作業になるということを念頭に、平時における運営の共有化、連携を図る訓練などの実施が必要というふうに考えます。したがって、この2つについての考え方をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、大規模災害を前提とした避難所運営マニュアルの作成に当たっての考え方ですけれども、町としましては、能登半島地震の対応を踏まえた内容として国からのガイドラインも示されていることから、避難所を開設するだけにとどまらず、避難者の健康を守り、その質の向上を前向きに取り組むことがその後の生活再建の基礎としてつながってくるものと考えておりますので、発災前の平時からの取組の視点等も加える中で、避難所運営マニュアルの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平時における運営の共有化、連携等につきましてですけれども、大規模な災害が発生をした際には、常に町職員が避難所を開設できるとは限りませんので、避難住民が主体となった避難所運営もできるよう、組織づくりや役割分担、また、感染症対策や避難スペース、トイレなどの施設配置等にも配慮しました避難所運営マニュアルを作成し、各避難所ごとに、町側と地域住民が合同で避難訓練を実施する中で、いつ来るか分からぬ災害に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 先ほどちょっと触れたと思うんですけども、県の防災基本計画の修正、このことを踏まえての県の役割についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 千葉県の地域防災計画の修正については、昨年度と今年度において修正が行われております。令和5年度修正では、地域防災計画修正を踏まえて、1点目として、盛土による災害の防止に向けた対応、2点目として、安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化等に対する修正が行われており、当該修正部分については、上位計画との整合性を図る観点から、今年度町地域防災計画においても修正を行っております。

また、令和6年度修正については、防災基本計画修正及び能登半島地震を踏まえて、1点目として、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援、2点目として、デジタル技術の活用、3点目として、災害支援ナースの充実・強化等の修正等が予定をされております。

令和6年度修正における県の役割の大きな変更点としては、1点目として、消防学校における地域防災力の中核を担う組織等への実践的な訓練ですとか研修等の実施、2点目として、防災重点農業用ため池の指定、千葉県の災害福祉医療チームに加えまして、災害支援ナースの避難所への派遣、3点目として、国土交通省関東地方整備局への災害時の交通マネジメント検討会の開催要請の権限、4点目として、災害時感染制御チーム等の派遣要請の検討、5点目として、市町村の個別避難計画に係る取組支援等の内容が盛り込まれる予定であると伺っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） その連携のための手続が整備されているのかお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 県の計画は、現在修正中であるということで、変更予定箇所に対します具体的な手續等は現時点では想定できておりませんけれども、従前から県及び関係機関からの応援を受け入れる体制を示す受援計画の策定のほうが課題でありましたので、今般、策定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 初動期からの課題になっている避難所等におけるトイレ、それから県の人的派遣のイメージについてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） トイレに関しましては、各避難所において簡易トイレのほうを配備しております。

また、県や民間協定に基づきますトイレカーラーの要請等につきまして、今後検討のほうをしてまいります。

なお、人的派遣につきましては、発災後、おおむね4日後から徐々に県等からの応援職員を受け入れる想定で受援計画の策定を予定しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 特に私、問題意識を持っているのは、発災当初のトイレの問題なんですね。いろいろ状況を聞くと、仮設トイレというのはすぐ運ばれてこない、そうすると簡易トイレになる。当初は、極端な話、男は外でしろよと、そうじゃなければもうトイレが回らないよというようなことがよく言われています。そういうことで、トイレの問題については、非常に重点を置いて事前の準備をしていくという必要があるというふうに考えています。

それから、人的派遣について、発災後、おおむね4日、これは他の自治体やなんかから派遣をされる場合は、その程度かかるかもしれません。しかし、県が今回、防災計画の修正の中でうたっている人的派遣というのは、そういう程度のものを考えているのかどうなのかということについてちょっとお聞きしたかったなというふうに思いました。

ただ、今、答弁いただいている中では、マニュアルについてもこれから策定をする、それから受援計画についてもこれから県の防災計画の修正を待って町でもそれに見合ったものをつくっていくというふうな、そういう回答だったというふうに思いますので、そういう意味で、今後の検討の中で十分そういう視点を取り入れた形で検討していただきたいということをここでは申し上げて、指定避難所について終わりたいと思います。

次に、福祉避難所、指定避難所ですね、市町村が指定する場合は、指定福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

位置づけについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 県の災害時における避難所運営等の手引及び地域防災計画の震災編の記載において、指定福祉避難所は、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で、災害対策基本法に基づき、市町村があらかじめ指定、公示しておく施設であり、本町においては、農村環境改善センターを指定しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） それは一般的な避難所での避難生活が困難、医療的ケアが必要な被災者の避難場所であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 福祉避難所は、医療機関や社会福祉施設等に入院、入所するに至らないけれども、一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者等の方々が避難をする施設となります。

医療的ケアや重度の介護が必要な方々につきましては、可能な限り医療機関ですとか社会福祉施設等への受

入れを要請をしていくこととなります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 災害時にはそういったシステムでもあるとは思いませんので、一つは、そうすると、医療的なケアが必要な人たちが災害に遭って、すぐ病院に行けるなんていうことはあり得ないわけですから、そうすると農村改善センターが対象になるわけですね。そうすると、これはやっぱり限界があるんじゃないかなというふうに思っています。

民間事業者との協定締結によって避難所の設置の取組について必要ではないかというふうに考えています。

考え方をお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 福祉避難所の確保につきましては課題でありまして、民間事業者等との協定の締結ですとか、今後、建設予定の施設も含めて検討のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 先ほど医療的ケアについて伺いました。だから、災害時に受入れを要請するのではなくて、今、回答は若干ありましたけれども、平時において民間事業者と協定締結を行っていく必要があるわけですね。必要があるとの考え方の下に検討するということでよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 民間事業者等との協定締結は必要であると考えておりますが、民間事業者の意向確認等も含めて今後検討ということになると思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 次に質問を移っていきます。

指定避難所以外の避難所についてお伺いしたいと思います。

位置づけについてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 指定避難所以外の避難先として想定をされますのは、自宅や知人宅、車中泊や集会所等が想定されます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 地域の拠点となる指定避難所との関係についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 指定避難所は、車中泊避難を行うための駐車スペースとなり得るほか、在宅避難者等を含めました地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信ですか情報収集する場所となるとともに、在宅避難者等が必要な物資を受け取りに来る場所となる等、地域の支援拠点としての機能を有することとなります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 次に、要配慮者の避難についてお伺いしたいと思います。

要配慮者の位置づけについてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 災害対策基本法、県の災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引及び地域防災計画の震災編に記載されている内容において、高齢者ですか障害者、乳幼児、その他、特に配慮を要する者として位置づけられるというようになっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 名簿の作成等、平時の名簿の取扱方法についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 名簿の作成及び管理につきましては、現在は、災害時要援護者名簿として、民生委員さんの協力の下に作成をいただき、福祉課において管理をしており、災害時等においては、民生委員からの声かけ等によりご活用のほうをいただいております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 次に、その避難方法についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 要配慮者を含みます避難者の方々の避難先ですか避難方法等につきましては、災害の状況や地域の状況、こちらは各警戒区域や想定区域、避難所等の開設の状況等にもよりますけれども、また、心身の状況により個々に異なるものであると考えております。平常時から避難先や避難方法及び支援者等を記載したマイタイムラインですか、個別避難計画のほうを作成をしていただき、有事の際に当該内容に沿った避難をしていただくこととなると、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） それぞれ計画について、やはりこれから作成をすることですので、これ以上突っ

込んで質問してもしようがないというふうに思っています。

この問題については、これまで私だけではなくて、数名の議員含めて一般質問の課題になっています。繰り返しますけれども、必ず来る災害、来てからでは間に合いません。これを共有化を含め、取組を急ぐ必要があるというふうに考えてています。これからは作成段階で、ぜひ、具体的な答弁をしていただいた内容も含めまして、十分な検討をお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

偽情報、誤情報、デマ情報の対策についてです。ちょっと前置きが長くなりますけれどもお許しください。

ライオンが動物園から逃げたと、町を徘徊していると、熊本地震のときの偽動画の発信、拡散です。これは誰しも記憶にあると思います。偽情報、誤情報に惑わされない、情報を読み解き活用する力、つまり情報リテラシーが問われていますので、基本的な考え方を申し上げてから質問を行いたいと思います。

情報リテラシーとは、ほかにも批判的思考、主体的に判断する、吟味との解説があり、ここが非常に大事ですけれども、民主的で平和な社会構築のために必要な力、これユネスコが位置づけています。まさに民主主義を守り発展させるために欠かせないものとして注目をされているということです。

今日、都議会議員選挙や衆議院議員選挙、兵庫県知事選挙、あるいはアメリカ大統領選挙に見られるように、偽情報、誤情報、誹謗中傷、デマの流布、拡散により、敵か味方かを二分する政治手法が蔓延しています。その先にあるのは、住民、国民の分断です。信じる情報の内容によって、住民それが認識に差が生まれます。溝ができる。この溝が互いに攻撃をする言動、行動につながっていく危険性を持っています。これまで認識は一つの価値観によって動いてきたわけではなくて、むしろ対立する要素を含みながら現在の制度として機能してきています。それは、民主主義の不完全な諸条件、問題点、民主的な制約、ルールを組み合わせて合意形成のための議論の道、仕組みをつくってきた。それが民主主義をよりよくするために取組をしてきた歴史だと思っています。

当町においても執行部提案の複合施設の建設と建設地をめぐって賛成する議員に対し誹謗中傷等、デマ情報の流布、拡散が行われ、駄目議員のレッテルが貼られる事態が現出しています。これは、議会で議論することなく自らの意見を通そうとするものであり、誤った情報で住民を惑わし、合議制機関の議会の議論に影響を及ぼし、議会制民主主義の後退を招くことになります。また、当該議員の名誉はいまだ回復されていない。議会における議会制民主主義を高める議員間討論の熟議によって、このことの克服を図っていかなければならぬというふうに考えています。

時として、言葉の暴力は人を死に追いやり、言葉を大事にする、言葉の前に人がいることを忘れてはなりません。表現の自由、言論の自由を履き違えてはならないのです。

現代は、多くの生活の場面において偽情報が超高速でSNSなど、デジタルメディアにより拡散されてしまいます。災害現場においては、うその救助要請などによって、本来必要とする救助活動が遅れてしまうなどの事態が発生していることがあります。また、災害被災者に対し、甘えるな、被害者しぐさを全開で税金にたかるな、被災者で飯を食うやつは吐き気がするなど、誹謗中傷され、デマ情報を発信、拡散させることにより心を病んでしまうなどの二次被害が発生しています。いずれも口コミやSNSによる言葉の暴力であり、被災者の生命に関わる問題です。

そこで、伺います。災害に関わる真偽の分からぬ偽情報、誤情報、デマ情報対策についてお聞かせください

い。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 災害時には、偽情報やデマが拡散をしやすく、誤った情報によって混乱や被害が拡大することもあるため、偽情報に惑わされず冷静に行動するために、日頃から一人一人が正しい情報の見極め方を意識していく必要があると考えております。

そのための対策としまして、情報の発信源を確認し、気象庁や内閣府、防災担当省、自治体等の行政機関やNHK、防災専門メディア等の報道機関など、信頼性の高い情報を優先して選び、複数の信頼できる情報源で同じ内容が報道されているか確認することが有効であり、個人のSNSや信頼できるか分からぬ発信元による情報は真偽を慎重に判断する必要があると考えられますので、このような対策について、町ホームページや町公式LINEを通じて、平時から住民の皆様への啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 背後から被災者を撃つ、被災者への批判、誹謗中傷、デマ情報と拡散への対応策についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 被災者への批判や誹謗中傷、デマ情報の拡散は、被災者に精神的負担を与えるだけでなく、救助活動や支援の妨げになることもあります。この対応策としまして、情報の発信源や引用元を確認することに加えて、日付や時間を確認して、古い情報が拡散されていないか、複数の信頼できる情報源で同じ内容が報道されているかを確認することや日頃から家族や知人、特に高齢者にも注意を促し、各個人がSNSで不確かな情報を拡散しないようにする必要があると考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 当該被災者へのケア対策についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 被災者が誹謗中傷によります二次被害を受けることがないよう、意図的な誤情報を発信しないことはもちろん、無意識の中でデマ情報の拡散に加担してしまうことがないよう、情報の発信側と受信側の双方が日頃から正しい認識を持つことが重要ですが、実際に被災者が誹謗中傷による被害を受けてしまった場合は適切なケアが必要となります。

ケア対策としましては、被災者が誹謗中傷によるストレスを軽減できるよう、心理カウンセラーや精神科医による相談体制の構築、被災者が気軽に相談できる電話、オンライン窓口の開設、被災者が必要に応じて名誉毀損や侮辱罪での対応、ネット上の削除要請をするための弁護士との連携などが考えられます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 平時、災害を問わず、情報リテラシーは、今日、生きる私たちにとって永遠の課題だというふうに思っています。非常に難しいというふうには思っています。しかし、住民の最も身近にある自治体行政と議会がこのことに対してたゆみのない取組をしていかなければならないということだと思います。

最後に、お互いにこのことを困難であろうが肝に銘じて奮闘していかなければならないでしょうということを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

災害対策の活性化に向けた取組についてです。

1つ目に、職員への研修、講習などの取組についてお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 職員の研修等につきましては、今年度の防災訓練の中で、救急救命訓練、庁舎での避難訓練を、昨年度は台風の影響で中止となったため、令和4年度では、避難所の開設、応急手当訓練を、令和3年度では、各避難所で避難所開設及び運営訓練のほうを実施しており、毎年度、職員が主体となった訓練のほうを実施しております。また、職員向けの研修会等につきましては、該当課への周知はもちろんのこと、総務課の職員も併せて参加することで、庁内での防災知識の底上げを図っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 続いて、職員、それから地域防災組織等に対し、災害対策に関わる各種研修、講座等の紹介、参加を促進する考えがあるかお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） いつ発生するか分からない災害に対しての取組姿勢として、自主防災組織、職員を問わず、災害への心構えやその際の優先順位など、それらの知識の習得は必要なものだと考えております。

今後も町の広報紙や町公式LINE等で、県主催ですとか、町の社会福祉協議会で実施をしております講習会等を活用するとともに、自主防災組織、併せて職員へも研修会等の案内を進めてまいります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 職員、地域防災組織等に防災士や災害対策コーディネーターなどの資格取得に向けて紹介、支援策を行う考えがあるかお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、職員への防災士や災害対策コーディネーターの資格取得につきましては、資格取得に伴います活用の方向性ですか必要性等を整理をする中で、職員研修のメニューとして加えることについて検討のほうはさせていただきたいと思います。

また、自主防災組織への支援につきましては、実際に災害が発生した際に、地元で防災士等としての知識を

お持ちの方を育てていただくことが災害時の共助に直接的につながってまいりますので、現在、町で補助を行っております自主防災組織補助金の活用につきまして、複数年度の中において、各組織で計画を立ていただき、防災士等の資格取得について進めていただければと考えておりますので、ご理解とご協力のほうをお願いをいたします。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 自主防災組織の補助金、これは、設立後に運営費として年1回の活動に限り支給されているものです。十分だというふうには思っていません。小規模組織にあって、何年積み立てたら資格取得のための講習や何かを受けることができるんだというようなことが、一方ではあります。単に、私はお金のことだけではなくて、そういう地域のリーダーを育てるに当たって、地域の主体性のみに委ねることが、今、防災組織をつくるとかということで進めていますけれども、その取組の遅れ、そういう現状をつくっているんじゃないのかというふうに私は思っています。

行政と共同作業を担う地域、自主防災組織との連携、支援、育成の取組、そして、町長の所信表明でも触れられた自主防災組織の設立促進、このことにつなげていく、そういうものとして位置づけて取り組む必要があるんじゃないかというふうに思っています。

また、県防災計画の修正の中で、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保、育成に努めるというふうに明示されています。このことと連携、あるいは活用していく、この2つの視点から、併せて検討すべきではないかというふうに考えています。どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 自主防災組織の活動補助金につきましては、運営費の補助だけではなく、各組織が自立的に防災訓練ですか資材の確認を実施した際の活動についても補助の対象としており、様々な防災活動に対して年1回の補助を実施しております。

ちなみに、活動補助金の申請状況としましては、11ある団体のうち、資材の確認ですか更新等で申請をいただいている団体が、今年度は2団体、昨年度7団体ございました。防災士の資格取得は、確かにおっしゃるように、単年度の補助金の活用だけでは取得が難しい団体もございますので、防災士研修や災害対策コーディネーターの養成講座等につきましては、修正後の県の防災計画においても今後力を入れるような内容で記載がされておりますので、町としましても今後、NPO法人等において開催しております研修や県補助事業等の活用も含め検討していくとともに、引き続き県で開催をしております防災研修の周知を図っていきながら、町と、それこそ自主防災組織、地域と合わせて様々なことに取り組んでいきたいと考えております。

そして、一か所でも多くの自主防災組織の設立につなげられるように、地域防災力の充実、強化等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力のほうをお願いできればと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） これで、私の質問は全て終わることになります。

終わりに、これからマニュアルづくりや計画、いろいろ策定をしていかなければならないということです。今の議論をぜひその中に生かしていただければというふうに思っています。したがって、ゼロからの出発ではなくて、3か4からの出発になると思います。

今回の質問は、災害対策であり避難所を焦点化させていただきました。しかし、先ほども言いましたけれども、半年足らずのその後の質問というのは、各関係部署の防災の教訓化をそれぞれがしていくことが目的だったと思うんですね。だから、今の話の中身というのは、同じようなことで、課題は、それぞれ避難所ということではありませんけれども、災害対策という視点でいえば、同じような視点で取り組んでいかなければいけないというふうに考えていますので、ぜひそういうことで捉えていただきたいと思います。スピード感を持ったたゆまない平時の備えが必要だということです。

それは、今までの大地震を教訓化する所管課、それから所管の職員、そういう意味では、それぞれ異動や何かもあつたり、あるいは災害時ですから、当初計画した部署に自分が回るとは限ませんから、縦割りを排して、住民の生命と安全を優先する災害対策を準備してほしいと、そういうことで、ぜひ理解をしていただき、取組を進めていただきたいと思っています。

こんなことは言わなくてもいいんだろうけれども、そこに完璧というものはないと思います。永遠の課題だというふうに思っています。地域と行政を貫いて今できること、これにそれぞれの職員の想像力を総動員して取り組まなければいけないのでないかと。

この取組は、災害が起らなければ無駄になるものではないと思っています。平時から災害を貫いて、行政にとっての究極の住民の福祉向上だというふうに思っています。人口減少の中、持続可能な町づくりにそのことは必ずつながっていくというふうに考えています。住民と行政の共同作業をつくっていく、そういうことで自治体行政の力量を高めていく、そういうことをお互いに確認をできればいいなというふうに終わりに申し上げまして、私の一般質問について終了させていただきます。

○議長（松野唱平） これで、4番、河野議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月10日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時51分）